

第 6 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(佐賀西部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 10 年 3 月 31 日

(令和 6 年 3 月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき変更する。

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）及び地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 4 号林野庁長官通知）の一部改正により、1（3）森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項として、国有林野の管理経営に関する基本計画に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため変更。

なお、本変更計画の効力は、令和 6 年 4 月 1 日より生じる。

注 1：本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養^{かん}タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

